

法令及び判例

(02/11)

A.- 法令

I.- 現地法人(有限会社)の設立, その他(その一)

1.1.- はじめに

BRIC の中で、ブラジルは政治と経済の安定から持続的な経済成長が期待され、多くの先進国から注目を浴びている今日といえる。

過去 16 年間のブラジル経済の成長はフェルナンド大統領（1995 年—2002 年）当時、年間平均で約 2 % に対し、ルーラ大統領（2003 年—2010 年）の任期中には年間約 4 % とルーラ政権に軍配が上げられる。

2008 年のレマン、ショック以後もブラジルは先進諸国に先立、経済回復も著しく、日本企業の多くも中南米市場を視野に入れて、当国に拠点を築く目的から現地法人の設立や検討等を進めている企業が多い状況と推測できる。

2002 年に公布されたブラジル民法(CÓDIGO CIVIL)の、企業会社 (SOCIEDADE EMPRESÁRIA) に、Sociedade Simples(簡易会社), Sociedade em Nome Coletivo(合名会社), Sociedade em Comandita Simples(合資会社), Sociedade Limitada(有限会社), Sociedade Anônima(株式会社), Sociedade em Comandita por Ações(株式合資会社) e Sociedade Cooperativa (組合会社) と 7 種の様式が記載されているが、ブラジルで企業会社の内、有限会社が約 90 % 以上を占めている実態から、今回は有限会社(現地法人)の設立について就いて大要を下記のとおり纏めた。

1.2. 法規定

有限会社法は民法の第 1052 条から 1087 条に規定されており、従来の有限会社法(Lei de Sociedade por Quotas de Responsabilidade Limitada – Decreto 3708/1919)は約 80 数年後に改正された。

a. 有限会社法に規定されていない事項は簡易会社法を適用すると規定されている (Art. 1053)

b. しかし、多くの有限会社は定款内に株式会社法を補則適用する条文を記載して、複雑な簡易会社法の適用を避けている。(art. 1053, § único)

1.3. 設立

a. 出資者の資格

法人や個人（法人又は個人の国籍に関係なく）、2名以上出資により有限会社の設立ができる。

b. 出資者が外国法人又は外国に居住する個人

外国法人や外国に居住する個人の場合は有限会社設立の権限を当国の弁護士へ委任し、必要な有限会社の設立事務手続を進めることができる。

c. 必要書類

外国に合法的に存在する法人である条件を立証すための企業謄本と委任状はブラジル領事の査証を必要とする。

更に、上記関連書類は当国で公証翻訳人によるポルトガル語へ翻訳した書類を公証登記所（Cartório de Registro de Títulos e Documentos）登記して、当国内で法的に有効な書類となる。

d. 定款

定款には出資者: 個人の資格 (QUALIFICAÇÃO=名前、住所、職業、婚姻上の身分、CPF) ; 法人の名称、国籍、住所とCNPJ、新法人の名称、住所、事業目的、存続期間、資本金、各出資者の所有資本と株数、応募出資金の払い込み条件、経営管理者の指名と代表権限、決算期間、出資金の移転条件、出資者会議と議決権、利益や損失の配分、出資者の連帯責任等(Art. 981, 997 e 1054)を記載する必要がある。

次号へ続く

SP. 24-01-11 FLAVIO T. OSHIKIRI

